

# 教職魅力発信システム構築・運用業務に係る プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本業務は、教育や学校現場で働くことに興味のある方や自分のスキルを教育に活かしたい個人・企業が気軽に登録できるシステムを構築し、登録した方に対し、教職の魅力や求人情報、研修情報などを随時発信することにより、教育や学校現場への任用等につなげることを目的とする。

教職魅力発信システム構築・運用業務を委託するにあたり、その事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集し、決定する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

教職魅力発信システム構築・運用業務

### (2) 業務内容

教職魅力発信システム構築・運用業務調達仕様書による。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

### (4) 提案上限額

8,935,000円（消費税および地方消費税を含む。）

ただし、令和7年度の上限は、6,823,000円（消費税および地方消費税を含む。）、

令和8年度の上限は、1,584,000円（消費税および地方消費税を含む。）、

令和9年度の上限は、528,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

※ 令和8年4月以降の業務は、令和8年度以降の予算の成立を条件とし、当該年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額または削除があった場合は、契約を解除できることとする。

## 3 企画提案書を提出できる者の要件

この企画提案に応募できる者は、次の資格要件の全てを満たすこととする。共同企業体を構成して参加する場合も、全ての構成員が当該資格要件を満たすこととする。なお、いずれの構成員も、この業務のほかの共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと

- (3) 企画提案書の提出日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されている、かつ情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準(Ver 2.0)またはJISQ27001(ISO/IEC27001)の基準に適合することの認証を受けていること。  
(共同企業体にあつては、構成員のうち少なくとも運用・保守を担当する者が該当すること。)
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 4 提出書類等

##### (1) 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

##### ア 交付期間

令和7年7月8日（火）から令和7年7月30日（水）（土、日、祝日を除く）の9時00分から17時00分までとする。

##### イ 交付場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県教育庁 教職員課 学校業務改善グループ

電話／0776-20-0563 FAX／0776-20-0670

電子メール／[kyosyoku@pref.fukui.lg.jp](mailto:kyosyoku@pref.fukui.lg.jp)

※ なお、福井県ホームページ（<http://www.pref.fukui.lg.jp>）からもダウンロードすることができる。

(2) 受審資格認定申請に関する資料

- ア 受審資格認定申請書等（様式1、2） 1部
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されていることを証するものの写しかつ、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準(Ver 2.0)またはJISQ27001(ISO/IEC27001)の基準に適合することの認証を受けていることを証するものの写し 1部
- ウ 納税確認（証明書）書（写し）（3か月以内に取得したもの）
- ・福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所） 1部
  - ・消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その3の3）（税務署） 1部
- エ 共同企業体構成員一覧表（様式3） 1部 ※ 共同企業体の場合のみ
- オ 競争入札参加資格審査申請書の写し 1部
- ※ 福井県の競争入札参加資格を有していない場合のみ

(3) 企画提案に関する資料

企画提案書 8部

5 提出方法等

(1) 提出方法

持参または電子メールにより、担当窓口提出すること。なお、受審資格の認定を受けた者で期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

※ 持参の場合、資料を電子データ（CD・DVD等に格納）でも提出すること。

※ 電子メールで提出する場合、担当窓口にて電話で受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

受審資格認定申請に関する資料 令和7年7月17日（木）17時00分まで（必着）

企画提案に関する資料 令和7年7月30日（水）17時00分まで（必着）

※ 提出後における資料の追加および変更は認めない。

(3) 提出先

4（1）イに同じ

6 質問の受付および回答

(1) 本委託業務の受審資格認定審査に関する質問事項については、令和7年7月11日（金）17時00分までに電子メールで様式4により提出すること。

（提出先：[kyosyoku@pref.fukui.lg.jp](mailto:kyosyoku@pref.fukui.lg.jp)）

(2) 質問に対する回答は、令和7年7月15日（火）17時00分までに電子メールにより回答する。

(3) 本委託業務に係る企画提案に関する質問事項については、令和7年7月24日（木）17時00分までに電子メールで様式5により提出すること。（提出先：[kyosyoku@pref.fukui.lg.jp](mailto:kyosyoku@pref.fukui.lg.jp)）

(4) 質問に対する回答は、令和7年7月28日(月)17時00分までに電子メールにより、すべての受審資格認定者(受審資格認定申請者)に対して一斉に行う。

## 7 受審資格の認定結果の通知

(1) 認定結果については、令和7年7月23日(水)に受審資格認定申請書を提出した者に書面で通知を送る。

(2) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和7年7月24日(木)17時00分までに、説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならない。

イ 県は、説明を受けた者に対して、令和7年7月28日(月)までに、書面により回答する。

## 8 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

(1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書等を審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。

(2) 審査基準および審査方法は、「教職魅力発信システム構築・運用業務に係るプロポーザル提案書審査要領」のとおりとする。

(3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 採用となった企画提案については、協議のうえ、変更する場合がある。

(5) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、別途通知する日までに、その旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所へ提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。

## 9 その他

(1) 企画提案書等提出後は、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した本業務の配置予定責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者等であることとし、福井県の下解を得なければならない。

(2) 審査を行う際など、企画提案書等を必要な範囲において複製することがある。

(3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行う場合がある。

(4) 企画提案書等提出書類の作成およびプレゼンテーションに要する経費については、すべて提案者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等は返却しない。

- (6) 成果物に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き、全て福井県に帰属する。
- (7) 事業実施に係る物品等の調達については、地域の活性化の観点を考慮すること。
- (8) その他、不明な点（本業務に関する質問以外）については、担当窓口に照会すること。

10 問い合わせ先

- 4 (1) イに同じ